

次世代法 一般事業主行動計画

株式会社 玉井歯科商店

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

計画期間：令和４年４月１日～令和９年３月３１日

【目標①】年次有給休暇の取得日数を一人当たり７日以上。

R4.4～・取得日数を増加させるために年間の取得状況を把握する。

R5.4～・取得増加の為の課題及び解決策を検討

R6.4～・社内への周知

【目標②】所定外労働時間の削減。

R4.4～・タイムカードの導入により、所定外労働時間の把握を行う。

R5.4～・所定外労働時間発生の原因の分析を行う。

R6.4～・各拠点、各部署における問題点の改善を検討し実施

R7.4～・所定時間外労働の削減値のチェック

【目標③】男性社員の育児休業取得者を１名以上とする。

R4.4～・男性社員の育児休業取得に関する制度や他社の取得事例について社内広報すると共に、育児休業制度について社内周知。

R5.4～・社員に対して育児休業取得に対するアンケート調査を行う。

R6.4～・管理職に対してイクボス研修を実施する

R7.4～・男性社員の育児休業取得に対する意見交換を行い、課題と解決策を検討

R8.4～・男性社員の育児休業取得者及びその上司の体験を社内で共有する

以 上